

# これってあり？

2018年9月28日

## 伊方原発運転差止仮処分申請 大分地裁決定

(参考資料① p.313)

大分県及び同県内の自治体における避難計画の有無やその内容を検討するまでもなく、本件原子炉の運転により、債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険が存在するとは認められない

債権者：運転差止を求めている住民側

法益：法によって保護される社会生活上の利益

大分地裁で伊方原発運転差止仮処分が認められませんでした。冒頭の文は、その時の判決文の一部です。いろんな争点に対して裁判所の判断が書いてあるんですが、そのうちの「住民避難計画の合理性」についての部分。まずは、住民側の主張をこの判決文から整理してみます。

**大分市  
杵築市  
由布市** 原発事故の避難計画に相当する計画が見当たらない

大分県一県の避難計画では住民が安全に避難できない

- ・同心円状の汚染範囲を想定
- ・避難所や避難路の確保が不十分

などが理由

IAEAの安全基準では「事故時の（中略）緊急時計画を定め、それが実行可能であることが確認されなければならない」

**しかし日本では** 避難計画は再稼働に当たっての審査の埒外

新規制基準による再稼働可否の決定はIAEAの原則に違反する

## 大分地裁の判断は？

**国や地方公共団体等は  
他の法律で防災措置をとることになっている**

原子力災害特別措置法  
原子炉等規制法  
災害対策基本法  
など

**新規制基準で防災体制の整備について  
直接規定することまで求められてない**

**「新規制基準において避難計画についての定めを  
置いていないことは不合理でない」**

大分地裁、さらに踏み込みます。

**「本件原発の有する危険性は  
社会通念上無視し得る程度にまで管理され  
客観的に見て安全性に欠けるところがない」**

**「その運転等によって放射性物質が  
債権者らの居住地域を含む周辺環境に  
放出される具体的危険が存在することの疎明はない」**

疎明：当事者が確からしい  
という推測を裁判官に  
生じさせること

**「この具体的危険が存在することを前提とする  
債権者らの主張を認めることはできない」**

そして、冒頭の判断です。  
さらにこうも言います。

**「避難計画が存在しないこと等を理由とする  
債権者らの生命、身体及び健康という  
重大な法益が侵害される具体的危険については、  
債権者らがそれを疎明する必要がある」**

### 最後に一言

平たく言えば、

「伊方原発は”社会通念”上安全と言えるんだから再稼働問題なし。

事故なんて起きないんだから、避難計画の有無なんて再稼働の判断に関係ない。

どうしても危険だっていうなら、裁判官を納得させてみるや」

っていうところでしょうか？原発そのものの危険性判断にも“社会通念”を出してきてます。

70年以上前に“社会通念”上、人間を神にして戦争やって

た国が、“社会通念”を根拠に動いちゃダメでしょう。。

参考資料

①脱原発弁護団全国連絡会HP「速報：伊方原発大分地裁不当決定」  
<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/18-9-28/>